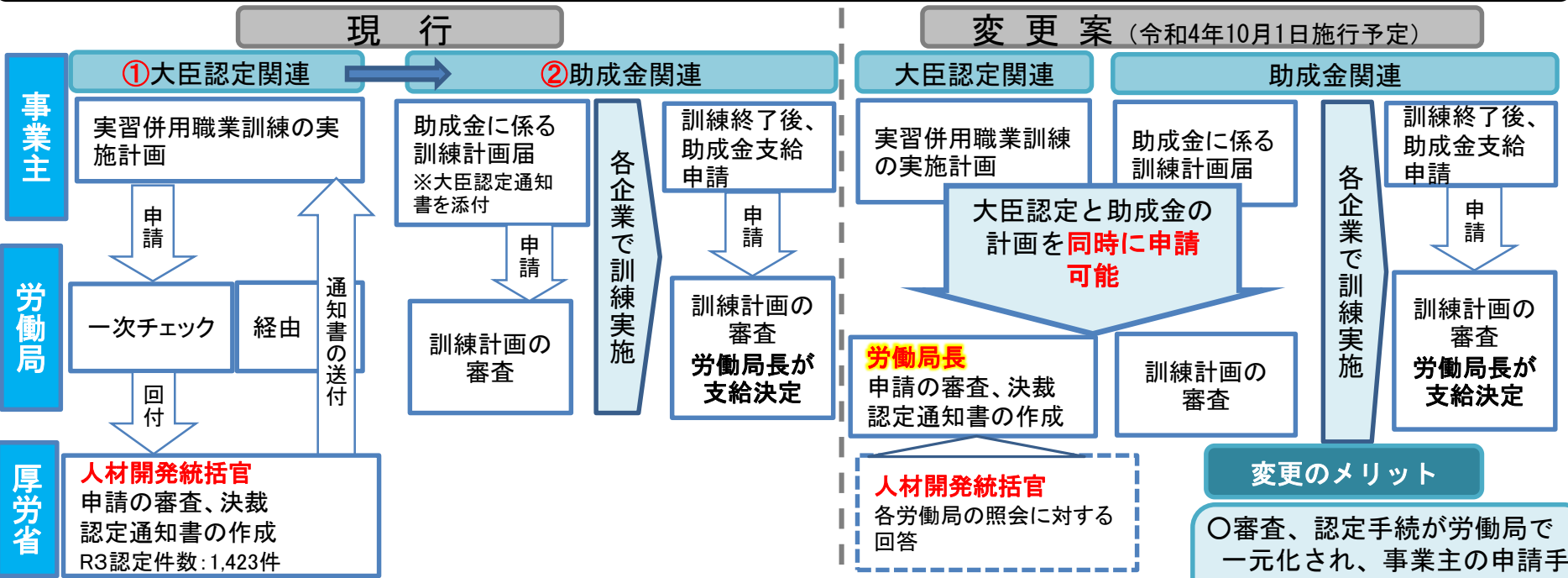


# 実習併用職業訓練の実実施計画の認定等に係る権限委任規定の新設等 参考資料1

- 職業能力開発促進法(以下「法」という。)第14条に定める座学と実習を組み合わせた実践的訓練である実習併用職業訓練について、事業主は、法第26条の3に定める厚生労働大臣の認定(以下「大臣認定」という。)を受けることができる。  
 ※なお、当該大臣認定に係る実施計画を変更する場合は、同法第26条の4第3項において準用する同法第26条の3第3項の規定に基づき、計画変更の大臣認定を受けなければならない。
- 現行、大臣認定に係る審査・決裁や認定通知書の作成等は厚生労働省人材開発統括官で行い、申請受付、認定通知書の事業主への送付等は都道府県労働局で行っている。大臣認定を受けた訓練は「認定実習併用職業訓練」として、都道府県労働局長が支給決定する「人材開発支援助成金」(以下「助成金」という。)の助成対象となっており、申請において大臣認定通知書の写しの提出を要件としている。
- これにより事業主は、大臣認定の申請手続を行った後、同じ訓練に係る助成金の申請手続を後日行うこととなるため、申請をする事業主における「申請手続が煩雑」との意見等を踏まえ、これらを解消するために、大臣認定に係る申請書の提出先等を変更するとともに、当該認定権限の都道府県労働局長への委任規定を新設するもの。



第14条 事業主は、第五節に定めるところにより、当該事業主の行う実習併用職業訓練(略)の実実施計画が青少年(略)の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的であることの認定を受けて、当該実習併用職業訓練を実施することができる。

第26条の3 実習併用職業訓練を実施しようとする事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、実習併用職業訓練の実実施計画(以下この節において「実施計画」という。)を作成し、厚生労働大臣の認定を申請することができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が青少年の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的な実習併用職業訓練に関する基準として厚生労働省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

○ 審査、認定手続が労働局で一元化され、事業主の申請手続の効率化が図れる。

○ 労働局の一次チェック、厚生労働省への回付などの一定期間を要していた手続が不要となる。

○ 厚生労働省への書類郵送がなくなることで、誤送付・文書紛失リスクが低減。